

議会改革十年に想う

神原 勝

栗山町議会が初の議会基本条例を制定してから十年のときが流れた。この節目の年を迎えて、当の栗山町議会をはじめ、議会改革フォーラムが記念のシンポジウムを開催したほか、自治関係誌が特集を組んでいる。私は制定直前の栗山町議会で講演し、これから「議会基本条例の時代が到来」する、その意味で「二〇〇六年は議会改革元年」となる、そしてその議会改革は「議会が変われば自治体が変わる」改革でなければならないと述べた。

ふり返えれば、「議会基本条例の時代の到来」の予測は、議会の四割以上が条例を制定したからの中しした。この予測ができたのは、自治体運営の四つの主体（市民・長・議員・職員）のなかで、自治体の自立がはじまる一九六〇年代以降、議会だけが改革を免れていたからだ。二〇〇〇年の分権改革で議会の役割が増大したとあいまって、放置すれば市民の議会不信が強まることへの危機感が議員にあったから、きっかけをつかめば改革に火がつくと確信した。

では「二〇〇六年は議会改革元年」のほうはどうか。議会基本条例の登場によって議会改革は全国的な流れになったのだから、この年が改革元年になったことは間違いない。そして十年もたつと成果が問われることになる。私は「議会を見る化」した成果として次の二点をあげたい。第一は議会のあるべき姿とそれを実現する方策が規範として明確になっ

たこと、第二は少数だが先駆議会が次々と現れて優れた改革の実績を重ねたことだ。

要は、これから改革をはじめようという議会にとつても、また、改革をさらに前進させたいと思う議会にとつても、改革の思考軸が明確になったから、ゼロからの議論は不要になったのである。文字で明確化された議会のあり方と最先端のすぐれた実践例、この二つの情報は容易に手に入る。これとわが議会の現状を比較すれば、自分の議会がどのへんの水準にあるかの位置測定はもちろんのこと、なすべき標準的な改革の課題も明確になる。

こうした議会改革十年をへて、今日の議会は改革の進捗をめぐって三分化している。果敢に改革をすすめて全国の議会改革を先導する先駆議会、基本条例は制定しても実行がともなわない居眠り議会、旧態依然の慣習にとっぷり浸って漫然としている寝たきり議会。およびその見当で一割（大アマにみて）、二割、七割（厳しくみて）といったところだろう。三分化していても、覚醒すればランクは上がるから、当面の時間格差とみておこう。

このような状況だから、全国ワイドで議会改革がすすんでいても、先駆議会の市民は別として、他の多くの市民が「わが議会は変わった」と認識する状況にはなっていない。そのなかで寝たきり議会の典型である富山市議会のような会派ぐるみの悪事慣行も発覚する。議会研究者の中尾修氏によれば、不祥事

の発生は議会改革の進捗度に相関するそうだから、これを絶つには当該議会と市民の覚醒による議会改革をまつ以外に道はない。

さてもう一つの「議会が変われば自治体が変わる」はどんな状態か。これは、自治体は地域の公共課題を政策によって解決するため市民がつくる政府だから、議会が政策活動の力量を磨くことによって、長・行政をふくむ自治体としての政策能力を高めることを意味している。したがって議会のみでおこなえる内部改革とは違って、長・職員・市民を巻き込んだ政策・計画システムの改革をとまうから、議会のみでの努力では達成できない。多くの議会が政策活動の重要性をうたいながら、実行されない、あるいは実効がともなわないのはそのためだ。けれども、道内・全国の先駆議会である栗山町・福島町・芽室町では、議会が主導して、情報公開と市民・職員参加をふまえた長と議会による政策決定という、自治体としての政策活動全般を律する総合計画条例を制定して範を示している。こうした条例をもつのは武蔵野市をふくむ自治体のみだが、今後の普及が期待される。

議会改革十年の到達状況は、登山でたとえれば三合目付近だが、総じて戦後自治史において画期をなす嘗為であったと評価したい。けれども、これまであまり議論してこなかった論点として、政党と深く結びついて「会派あって議会なし」の様相を呈して改革が遅滞する都道府県や指定都市などの大規模自治体の議会の問題がある。この大規模議会の改革に展望を拓かなければ、その占める人口量の多さから、ひろく市民一般が存在意義を実感できる議会改革の時代はおとずれない。

へかんばら まさる 北海道大学名誉教授